

国民年金基金加入員証・社会保険料控除証明書再交付申請書

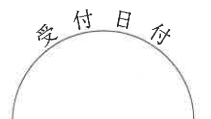
届書 コード	加入員証 1 1 0 0	社会保険料控除証明書 1 7 0 0															
加入員番号																	
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>																	
生 年 月 日						氏 名											
5. 昭和 7. 平成		年		月		日	フリガナ 氏	名									

加入員証	(再交付申請理由)
------	-----------

(注) 加入員証が破れたり汚れたりしたために再交付申請をするときは、その加入員証を添付してください。

社会保険料 控除証明書	再交付希望年	(再交付申請理由)
	年分	

上記のとおり申請します。			年 月 日
国民年金基金 あて			
住 所			
(電話番号 ())			
氏 名			



社会保険料控除証明書（所得控除証明書）の再発行申請をされる皆様へ

この間、令和3年10月に日本郵便の土曜日配達が廃止され、令和4年には手紙やはがきの配達が従来と比較して最大で数日遅くなったことから、当基金の社会保険料控除証明書の再発行分の郵送につきましても到着までに3～5営業日程度の期間を要することが予想されます。

今後、社会保険料控除証明書の再発行をご申請される加入者様におかれましては、上記の事情にご留意いただき、余裕を持って社会保険料控除証明書の再発行申請書を当基金までご提出いただきますようお願い申し上げます。

なお、従前、当基金では、加入者様から社会保険料控除証明書の再発行申請をいただいた場合、申請日の午後2時までの受信分は当日中に証明書を普通郵便で発信しております。午後2時を過ぎてからの申請分につきましては、翌日発信となります。